

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和3年5月28日（金）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和3年4月19日から令和3年5月28日まで

（2）現地調査箇所

清水保育所、柳町保育所、三郷保育所、芝園小学校、水橋東部小学校、三郷小学校、新庄中学校、大泉中学校

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア こども家庭部 こども保育課

保育所（7箇所）

清水、柳町、三郷、水橋西部、上条、水橋東部、稲荷元町

イ 教育委員会事務局 教育総務課

小学校（14箇所）

芝園、柳町、五福、奥田、奥田北、新庄北、針原、大広田、広田、水橋中部、水橋西部、水橋東部、三郷、上条

中学校（9箇所）

東部、新庄、藤ノ木、山室、水橋、三成、大泉、月岡、興南

（2）対象期間

令和2年度

(3) 対象事務

上記期間に執行された事務事業（前年度に執行された契約準備行為等も含む）を対象とする。また、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とする。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 歳出の執行事務について
- エ 財産の管理事務について
- オ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 保育所

- ア 金銭管理簿において、次の誤りが見受けられたので、改善を図らねたい。
 - (ア) 記載事項の訂正において、砂消しゴムを使用しているものがあつた。(三郷)
 - (イ) 記載されていない日があつた。(上条)
- イ 領収書において、誤つた金額の領収書を発行しているものが見受けられたので、改善を図らねたい。(清水)
- ウ 重要備品について、重要物品に関する調べに登載していないものが複数見受けられたので、改善を図らねたい。(水橋西部)
- エ 超過勤務手当において、次の誤りが見受けられたので、改善を図らねたい。
 - (ア) 保育所では土曜日に開所しているため、週の勤務時間について月曜日から土曜日に割振りがされている。この割振られた勤務時間以外に勤務させた場合は、他の勤務日との勤務時間の割振り変更は行えず、超過勤務手当を支給すべきところ勤務時間の割振りを変更したため、手当が支給されていなかった。(清水、柳町、三郷、上条、水橋東部)
 - (イ) 週休日の振替により新たに勤務することとなる日の属する週の勤務時間が 38 時間 45 分を超えて勤務した時間に対し支給される超過勤務手当が支給

されていなかった。(上条)

(2) 小学校

ア 備品台帳において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) つい立について、備品台帳を作成していなかった。(水橋西部)

(イ) 公印を消耗品として削除していた。(水橋東部)

(ウ) 廃棄していない備品を廃棄したものとして記載していた。(水橋東部)

(エ) 備品の払出しが適切に記録されていなかった。(水橋東部)

イ 切手を私費で購入し、用務に使用していたので、改善を図られたい。(水橋東部)

(3) 中学校

ア 週休日の勤務に係る手当の支給割合区分は135/100とすべきところ、誤って125/100としたことにより、超過勤務手当が過小支給されているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。(水橋)

イ 特殊勤務手当実績簿において、勤務していない日が記載されていたことにより、特殊勤務手当が過大支給されているものが見受けられたので、改善を図られたい。(東部)

ウ 令和2年度に購入した備品について、標示票がはられていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。(大泉)

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 教育委員会事務局 教育総務課

学校における毒物及び劇物については、文部科学省から、平成12年1月11日付け文初高第501号「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」等で依頼されており、各学校においては、理科薬品や保健室薬品などの適正な取扱いの確保をはじめとして、その保管・管理の徹底、管理体制の強化が求められている。

また、学校における理科薬品の管理については、平成14年度の定期監査での指摘を受け、教育総務課では、平成15年3月に薬品管理台帳や薬品点検表の統一様式を作成し、毎年、各学校長宛に理科薬品の適正な管理についての通知を行っており、各学校においても、これらの台帳等を活用し、理科薬品の保管・管理の徹底に努めているところである。

しかしながら、今回の定期監査において、薬品点検表の不備や薬品管理台帳の記載の不備などにより、使用量及び在庫量が適正に把握されていない事例が複数見受けられたことから、今一度、薬品管理や対応状況の把握が徹底されるよう努められたい。